

公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保に関する 意見書

建設業は、全産業の就業者数の約１０％を占める５７５万人の就業者を抱えており、我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献している。

しかしながら、建設業界の特徴である元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は現在も不安定であり、不況下における受注競争の激化や、近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者に大きな影響を及ぼし、生活が不安定となっています。

我が国では、平成１２年１１月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、参議院において「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努める」との附帯決議が行われた。

一方、諸外国では、いわゆる「公契約法」の制定が進んでおり、公契約における適正な賃金の支払いが確保されている。

よって、国会及び政府に対し、公共工事における安全や品質を保証するとともに、建設労働者の適正な労働条件を確保するため、下記事項について早急に実行されるよう強く要望する。

記

- 1 公共工事における建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定について検討すること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議について実効ある施策を実施すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１８年１２月１９日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	扇 千景	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	菅 義偉	様
厚生労働大臣	柳澤伯夫	様
国土交通大臣	冬柴鐵三	様